

HP デバイスリフレッシュサービス

サービス仕様書



2021年5月11日



株式会社 日本 HP（以下「日本 HP」といいます）は、以下の定めに基づきお客様に HP デバイスリフレッシュサービスを提供します。

1. サービス概要

HP デバイスリフレッシュは、法人のお客様の処分予定の機器又は使用期間が満了した機器についての買取サービスです。お客様は、HP デバイスリフレッシュにより、日本 HP 製でも日本 HP 製以外でも、すべての IT 機器の処分を日本 HP に委託し、安全な方法で、しかも適用される地域の政策や規制要件に準拠した形で処分を実行できます。

サービス提供フロー

- 1) 見積：お客様から機器リストが提供された後、日本 HP は、買取サービス金額の概算見積書を提示します。データ消去及び機器の引き取り料金はおお客様の負担とします。
- 2) 申し込み：お客様は、データ消去方法、引き渡し方法など含む必要事項を買取申込書に記載の上、日本 HP に買取サービスの申し込みを行います。
- 3) 引き渡し：日本 HP が指定した運送会社がお客様指定の連絡先にお電話して、弊社への機器引き取りについて、日程調整を行います。お客様が希望する場合、お客様手配で日本 HP の指定場所まで機器を送付することもできます。
- 4) 検品：機器の受領完了後、日本 HP は、本サービスの対象機器であることを確認し、外観不良確認等の検品を行います。
- 5) データ消去：日本 HP は、お客様指定の方法でデータ消去(お客様が事前に HDD を取り外した場合を除きます)を行い、最終買取サービス金額を提示します。
- 6) 報告及び精算：日本 HP は、監査報告書などをお客様にお送りし、合わせて最終買取サービス金額の支払いもしくは請求を行います。

2. 対象者

企業、官公庁、医療、学校などの法人のお客様

3. サービス対象機器

お客様が保有する正常に作動するコンピューターハードウェアで、デスクトップ、ノートブック、タブレット、デスクトップモニター、及びこれらの機器のその他オプション製品（ドッキングステーション、ドライブ、キーボード、マウス及びケーブルを含みます）。全ての対象機器は、製造者の純正品でなければならず、模造品、盗品又は不正な製品は本サービスの対象機器となりません。また、お客様に所有権のないリース品、レンタル品も、本サービスの対象外機器となります。

4. 危険負担

機器に生じた滅失、破損、機器内のデータ消失、その他の一切の損害は、以下に定めるいずれかの引渡より前はお客様負担とし、引渡以降は日本 HP の負担とします。

また、日本 HP は、以下に定める引渡より前においては機器内のデータを保護する義務を負わず、また、引渡以降は機器内のデータを返却若しくは回復する義務を負わないものとします。

- 1) 日本 HP が運送業者を手配した場合：お客様から日本 HP 手配の運送業者に対して機器の引き渡し完了した時点
- 2) お客様が運送業者を手配した場合：お客様手配の運送業者から日本 HP のデータ消去作業場所に対して機器の引き渡し完了した時点

5. データ消去

1) データ消去作業

お客様の指定により、以下のデータ消去作業を行います。以下で HDD 再利用不可と定めているデータ消去作業を実施する場合、買取金額は、お客様が事前に HDD を取り外した場合の対象機器の買取金額と同一になります。

- ① ソフトウェアデータ消去(HDD の再利用可能) ※日本 HP による標準作業
- ② ソフトウェアデータ消去(HDD の再利用不可)
- ③ 磁気消去(HDD の再利用不可)
- ④ 穴あけ、粉碎(HDD の再利用不可)
- ⑤ シュレッダー(HDD の再利用不可)

2) データ消去作業場所

データ消去作業及び対象機器の検品作業は、原則として日本 HP の施設にて実施します。日本 HP は、お客様が日本 HP の定める追加料金及び制限条件に合意する場合に限り、お客様の事業所又は事前に日本 HP とお客様が合意した場所にて、データ消去作業を実施することができるものとします。

6. 所有権の移転時期

お客様の最終買取サービス金額の承諾をもって、対象機器に対する所有権は日本 HP に移転するものとします。また、日本 HP によるデータ消去作業は、対象機器の買取を日本 HP が行う場合のみに提供されるものとします。

7. 買取サービス金額の確定

日本 HP は、対象機器を確認の上、買取サービス金額を確定します。買取サービス金額は、対象機器の買取金額とデータ消去、引き取り料金及び監査報告書作成の合計金額です。検品後、下記の理由により概算見積書の買取サービス金額から減額される場合があります。

- 1) 引き取り台数の変更
- 2) 搭載部品の変更(部品の抜き取りやお客様による HDD 再利用不可と定めているデータ消去作業の実施など)
- 3) 引き取り場所の変更
- 4) 受託業務(データ消去方法)の変更

確定した最終買取サービス金額の通知後、通知日を含め 5 営業日以内にお客様から連絡がない場合、お客様が最終買取サービス金額を了承したものとみなします。

また、買取サービスの申し込み後のキャンセルの場合、日本 HP にて実施済みのサービス料金(データ消去、引き取り料金、監査報告書)及び引き渡し後の返却料金の合計金額は、お客様の負担とします。

8. データ消去及び引き取り料金

データ消去及び機器の引き取り料金はおお客様の負担とします。お客様が日本 HP に運送業者の手配を依頼した場合は、日本 HP が引き取り料金を見積もり、お客様指定のデータ消去方法に応じた作業費とともに請求します。お客様が運送業者を手配する場合は、お客様が運送費用を負担して日本 HP の指定場所へ送付するものとします。

9. 買取サービス金額の清算

日本 HP は、以下の各号の通り、買取サービス金額を支払い又は請求手続きを行うものとします。なお振込みにかかる手数料は日本 HP の負担とします。

- 1) 買取金額 > データ消去及び引き取り料金の合計
日本 HP は、お客様に対して相殺済みの買取サービス金額を支払います。お客様に対する買取サービス金額の支払いは全て返金通知書より行います。返金通知書は、お客様の最終買取サービス金額の承諾後に発行され、サービスを含む HP 製品の新規購入時に支払いの減額として使用が可能です。また、返金依頼書をご記入いただくことで、日本 HP は銀行振り込みでのお支払いも行います。日本 HP が定める期間内に返金通知書を使用いただけない場合、買取サービス金額を日本 HP との取引口座にお振込みします。
- 2) 買取金額 < データ消去及び引き取り料金の合計
お客様に、相殺済みの買取サービス金額を、日本 HP の発行する請求書に基づきお支払いいただきます。
- 3) 買取金額 = データ消去及び引き取り料金の合計
お客様、日本 HP 共に請求及び支払い対応を行わないものとします。

10. 再委託

日本 HP は本サービス又は本サービスに係る業務を、外部に再委託する権利を有します。この場合、日本 HP は当該再委託先に対して、本サービスと同等の機密保持業務を負わせるものとします。

11. お客様の責任

- 1) 配線等の取り外しを行って集荷を待つ機器は、必ず安全な作業環境に全て配置して下さい。
- 2) 製品の配線等はおお客様にて取り外しをお願いいたします。
- 3) データのバックアップと復元はおお客様の責任において実施して下さい。
- 4) お客様を代表して承認のご実施、情報のご提供その他、日本 HP による本サービスの提供をご支援下さるご担当者をお客様のスタッフからご指名下さい。
- 5) 日本 HP がサービスを履行する場所に日本 HP が自由かつ無制限に立ち入れるよう許可していただきます。

- 6) 対象外製品の引き渡し提供を行いません。
- 7) 買取申込書に必要事項を記載の上、送付していただきます。
- 8) お客様は BIOS パスワード又はその他の方法によるロックを解除した上で対象機器を日本 HP に提供していただきます。

12. 損害賠償

本契約に関連して日本 HP がお客様に対して負う賠償責任は、請求原因の如何を問わず、日本 HP の責に帰すべき事由によりお客様が現実に被った通常かつ直接の損害に限られ、対象機器に関して弊社が提示した概算買取サービス金額を上限とします。なお、日本 HP は、逸失利益、データの喪失又は稼働停止等による損害及び予見の可能性の有無にかかわらず特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、賠償する責任を負いません。

13. その他

- 1) 日本 HP は、引渡しの提供が行われた対象機器について、引渡しを受理する前に検品、抜き取り検査、分析又は試験を行う権利を有します。
- 2) 日本 HP は、お客様の機器が処分施設で HP デバイスリフレッシュの対象であるかどうかを判定し、対象外機器を受領した場合、日本 HP は当該対象外機器を拒否する権利を有します。
- 3) 日本 HP は、いかなる場合も廃棄物の収集運搬及び処分作業を請け負わないものとします。
- 4) 日本 HP は、不可抗力事由により生じた履行の遅延又は不履行につき責任を負いません。
- 5) 日本 HP は、お客様の個人番号を含む電子データを取り扱いません。
- 6) 本契約は、日本法を準拠法とします。両者は、本契約により生ずる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

